

# 第 1 編 総 則





- |                  |   |
|------------------|---|
| 3. 防災関係機関        | 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。 |
| 4. 本 部           | 西川町災害対策本部をいう。   |
| 5. 連絡本部          | 西川町災害対策連絡本部をいう。   |
| 6. 本部長           | 西川町災害対策本部長（西川町長）をいう。  |
| 7. 連絡本部長         | 西川町災害対策連絡本部長（西川町長）をいう。                                      |
| 8. 法             | 災害対策基本法（昭和36年法律第 223 号）をいう。                                 |
| 9. 県災害救助法細則      | 山形県災害救助法施行細則(昭和35年県規則第 4 号) をいう。                            |
| 10. 総合支庁         | 山形県村山総合支庁をいう。   |
| 11. 消 防 署        | 西村山広域行政事務組合消防本部をいう。   |
| 12. 警 察          | 寒河江警察署をいう。  |
| 13. 山形河川国道事務所    | 国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所をいう。                                   |
| 14. 新庄河川事務所      | 国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所をいう。                                     |
| 15. 最上川ダム統合管理事務所 | 国土交通省東北地方整備局最上川ダム統合管理事務所をいう。                                |
| 16. 高速道路山形管理事務所  | 東日本高速道路株式会社東北支社山形管理事務所をいう。                                  |

## 第 2 章 西川町の概況

### 第 1 節 自然的条件

#### (1) 地 形

本町は、山形県のほぼ中央部、県都山形市の西方32kmに位置し、東南に寒河江市と隣接するほか、磐梯朝日国立公園の朝日連峰や月山とその支脈に囲まれ、東西24km、南北33kmにわたる総面積393.19 km<sup>2</sup>という県内第5位の行政区域であるが、総面積の92%が国有林をはじめとする山林原野で占められている。

平地は、町を流れる寒河江川沿いとその支流沿いにわずかに広がっているのみで、令和4年度の固定資産概要調書による可住地面積は12.51 km<sup>2</sup> (3.2%)に過ぎず、標高145mから700mまでを生活の場としている。

#### (2) 地 質

本町の最北西部に位置する月山は、安山岩を主体とし、大越川上流西部は、凝灰岩、集塊岩を伴う。月山の活動によって生じた泥溶岩は台地状をなし弓張平まで発達し新しい時代における噴出物のため表土層はきわめて薄くなっている。この一部は月岡付近まで発達し有孔虫化石を含む暗色泥岩となって現れている。大越川の西側から四ッ谷に至る間は新第3系黒色頁岩硬質岩をもって形成し寒河江川を越えその一部は縞状硬質岩として本道寺風吹沢の間にみられる。その両端は閃緑岩及び花崗岩よりなっており砂子関付近の河川南側はホタテ貝化石を含む砂岩となっている。

耕地は花崗岩、輝石安山岩系統からなる沖積地多く寒河江川流域は大部分これらに属しておりその他は第三紀層にして一部洪積層をみる。

#### (3) 気 象

本町の気象は、山岳に囲まれているため多雪多湿の裏日本型であり山間地帯と平坦地帯では著しい気象の差があり、特に冬季は西方出羽、朝日連峰おろしの季節風が強く、寒気が激しく11月中旬から降雪があり、町の中心部である間沢、海味は1日前後、山間部の志津、大井沢では3日～6日の豪雪となり、1年間の半分近く雪に閉ざされ4月～5月に春の訪れをみる。

また、梅雨末期から夏期にかけて前線上を低気圧が通過する日は、雷を伴う局地的な豪雨が発生する。その一方で、太平洋高気圧におおわれるときは、フェーン現象により異常に高温を記録する日が何日も続く。

### 第 2 節 社会的条件

#### (1) 人 口

西川町が誕生した直後の昭和30年には15,260人を数えた人口も減少の一途をたどり、令和5年4月1日現在の住民基本台帳による人口は4,732人となり、この68年間で68.99%もの人口が減少した。

本町における人口減少の主な要因は、高度経済成長に伴う若年層の流出、高齢化、少子化と昭和30年代後半からの鉱山（13ヶ所）の閉山や寒河江ダム及び関連事業に伴う移転等の特殊要因によるものである。

また、人口減少に伴う人口構造は、年少人口及び生産年齢人口の減少に相反し高齢人口は増加しており、令和5年4月1日現在の高齢化率は、47.3%に達し本格的な高齢社会を迎えている。

(2) 土地利用

本町の土地利用を令和4年度固定資産概要調書の地目別土地面積で見ると、総面積393.19㎢のうち山林355.89㎢、原野5.79㎢、水田5.30㎢、畑2.79㎢、宅地1.92㎢、その他21.5㎢となっている。

(3) 産 業

産業別人口（R2国勢調査）は、第1次産業が10.0%、第2次産業が31.2%、第3次産業が58.7%と第2次産業が減少し、第1次産業と第3次産業のウエイトが高まっている。

(4) 交 通

町内にはインターチェンジが2箇所あり、山形市まで約30分、仙台市、酒田市までが約1時間10分と飛躍的に時間短縮が図られ、町民の行動範囲の拡大、生活の利便性の向上が図られている。

また、基幹道路である国道112号が町の中央を東西に走り、内陸と庄内を結ぶ交通の要衝となっており、町内の道路網は、この国道を基点に県道及び町道が肋骨状に走っている。県道・町道の整備は進み、生活道路としての第一段階の整備はほぼ終了している状況にある。

冬期間の除雪は、早朝除雪体制がほぼ完全に確保されており、現在の除雪延長（R5.4.1建設水道課資料）は160.4kmとなっている。

## 第3章 災害履歴

### 1 自然災害発生の傾向

災害誘因、災害素因及び災害の履歴から本町の自然災害発生の傾向として、次のことが言える。

#### (1) 豪雨災害

雨による被害が発生する誘因には、台風・温帯低気圧・梅雨前線・寒冷前線及び局地的な雷雨現象と融雪期の降雨があるが、本町で特に注意をしなければならないのは、梅雨末期から夏期にかけての集中豪雨である。

山地及び傾斜地の多い山間部では、融雪及び豪雨に伴う土砂災害による災害に注意しなければならない。

#### (2) 豪雪による災害

雪による被害が発生する気象現象は、シベリア寒気団の影響を受ける西高東低（冬型）の気圧配置に伴う季節風による場合及び本州南海上を低気圧が通過する際に発生するものがある。降雪期間は11月から4月までで、1月～2月には豪雪となりやすい。

##### ① 積雪害

山形県内に降る雪は11月～12月が湿潤で粘着性が大きいいため、林業、農業、通信、交通機関に被害を与える事が多い。

1月～2月は密度・粘着性が小さいため農林業、通信への被害は比較的少ないが、豪雪が繰り返されることにより、建造物の倒壊等の被害が発生しやすい。また、雪おろしや除排雪の作業中による事故もしばしば起きている。

##### ② 融雪害

本町の融雪期は、例年3月中旬頃である。この時期に日本海を低気圧が通過し降雨が重なると、融雪洪水、がけ崩れ、地すべり等の災害を起こすことが多い。

##### ③ 雪崩

山間部が多い本町では、雪崩による災害にも注意しなければならない。雪崩による災害を大別すると次の二つに分けられる。

ア 積雪の表面が滑り落ちる新雪（表層）雪崩で、気温が低く既に積もった雪の上に数十センチメートル以上の新雪が降った場合に発生しやすく、1月から3月初旬にかけて多い。

イ 積雪の全層が滑る全層雪崩で、低気圧または気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇したとき、または雨が降って雪解けが促進される場合に発生しやすく、3月中旬から4月にかけて多い。

#### (3) 町内に発生した災害の状況

昭和31年以降の本町内の自然現象に基づく災害発生は、資料編のとおりである。

## 2 社会的災害発生の傾向

災害誘因、災害素因及び災害の履歴から本町の社会的災害発生の傾向として、次のことが言える。

### (1) 火 災

火災発生は平成 19 年が 6 件（建物 5 件、その他 1 件）、平成 20 年、8 件（建物 4 件、車両 3 件、林野 1 件）、平成 21 年、11 件（建物 3 件、車両 2 件、林野 3 件、その他 3 件）、平成 22 年、5 件（建物 5 件）、平成 23 年、3 件（建物 1 件、車両 1 件、その他 1 件）、平成 24 年、1 件（林野 1 件）、平成 25 年、0 件、平成 26 年、2 件（建物 2 件）、平成 27 年、7 件（建物 2 件、林野 1 件、その他 4 件）平成 28 年、1 件（その他 1 件）平成 29 年、2 件（建物 1 件、その他 1 件）、平成 30 年、2 件（その他 2 件）、令和元年、0 件、令和 2 年、4 件（建物 3 件、その他 1 件）、令和 3 年、0 件（建物 0 件、その他 0 件）、令和 4 年、1 件（建物 0 件、その他 1 件）の状況であり、令和に入ってから落ち着いている。

### (2) 町内に発生した災害の状況

昭和31年以降の本町内の社会現象に基づく災害発生は、資料編のとおりである。

## 第4章 予想される災害

町の地域のほとんどが山地で占められ、海拔145mから700mまでと標高が高い。市街地や宅地は、寒河江川とその支流沿いに発達してきた。このため、大雨、雪解けなどによる水害、土砂崩れ等の土砂災害、また、雪崩等気象による災害を受けやすいため、今後とも水害対策、土砂災害対策、雪対策は重要である。

また、地震については被害の記録はないものの、大井沢の寒河江川に沿って活断層が見られる。山形盆地断層帯での大規模地震発生の場合は、本町でも最大震度6強になるとされており、被害想定も相当大きなものになっている。

一方、町民の日常生活においては、電力、水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることや、自動車の普及、危険物等の集積、コミュニティ意識の低下などにより、災害の被害が拡大されるばかりでなく、被害の様相も多様化するものと予想される。

こうした状況と過去の災害を踏まえると、将来町で起こりうる災害の態様は概ね次のように想定される。

### 第1節 自然現象に基づく災害

- (1) 台風、集中豪雨等による災害
- (2) 地すべり、がけ崩れ、土石流等による災害
- (3) 雪害、冷害等による災害
- (4) 内陸直下型地震による災害
- (5) その他

### 第2節 人為的原因に基づく災害

- (1) 火事による災害
- (2) 道路交通等交通災害
- (3) 原子力関連施設等による災害
- (4) その他死傷者が集団的に発生する災害

### 第 3 節 地震による被害想定

山形県が平成 10 年 3 月に発表した「山形県地震対策基礎調査」、平成 14 年 12 月に発表した「山形盆地断層帯被害想定調査」及び平成 18 年 3 月に発表した「山形県地震被害想定調査」の被害想定を用いるものとする。

#### (1) 想定条件

区 分	震 源 域	地 震 規 模 (マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	庄内平野東縁断層帯北部	7.1	24km
	庄内平野東縁断層帯南部	6.9	17km
	新庄盆地断層帯東部	7.1	22km
	新庄盆地断層帯西部	6.9	17km
	山形盆地断層帯北部	7.3	29km
	山形盆地断層帯南部	7.3	31km
	長井盆地西縁断層帯	7.7	51km
海洋型地震	山形県西方沖	7.7	100km

#### (2) 想定される主な被害

町に大きな影響がある震源域は、山形盆地断層帯地震であり、その主な被害は次のように想定されている。

##### ① 建物損壊

発生時期	全 壊	半 壊	計	全 壊 率	半 壊 率
冬 期	204 棟	508 棟	712 棟	4.9%	12.2%
夏 期	146 棟	429 棟	575 棟	3.5%	10.3%

##### ② 地震火災

発生時期	出火件数	出失棟数	焼失率
冬期夕方	3 棟	3 棟	0.07%
冬期早朝	1 棟	1 棟	0.03%
夏期昼間	0 棟	0 棟	0.01%

##### ③ 死者数

発生時期	建物損壊死者	火災死者	死者計	死亡率
冬期夕方	12 人	1 人	13 人	0.18%
冬期早朝	16 人	1 人	16 人	0.19%
夏期昼間	9 人	0 人	9 人	0.12%

※数値は小数点以下を含むため、合計値と必ずしも一致しない。

## ④ 負傷者数

発生時期	重 傷 者	軽 傷 者	計	負 傷 率
冬期夕方	37 人	223 人	260 人	3.49%
冬期早朝	42 人	255 人	297 人	3.47%
夏期昼間	29 人	174 人	203 人	2.71%

## ⑤ 被災者数及び避難所利用者数

発生時期	建 物 被 害 被 災 者 数		避 難 所 生 活 者	
	被災者総数	被災者発生率	人 数	避難者割合
冬期夕方	1,278 人	17.12%	544 人	7.29%
冬期早朝	1,275 人	14.90%	542 人	6.33%
夏期昼間	1,029 人	13.78%	426 人	5.71%

## ⑥ 上水道供給障害

被害箇所数(冬期・夏期共通)		断 水 世 帯 率	
送 水 管	配 水 管	冬 期	夏 期
13	444	25.1%	23.1%

## ⑦ 電力施設供給障害

夏期昼間		冬期夕方	
停電世帯率	停電世帯数	停電世帯率	停電世帯数
45.3%	961 世帯	46.7%	992 世帯

## ⑧ 電話施設供給障害

夏 期		冬 期	
被害加入者率	被害加入者数	被害加入者率	被害加入者数
17.3%	485 人	19.5%	545 人

(このほかに、液状化、土砂災害等が想定される。)

## 第 5 章 防災ビジョン

町民の尊い生命と貴重な財産をあらゆる災害から守り、安全で安心な町民生活を確保することは、町政における最も基本的な課題であり、町政の原点である。本計画の策定にあたっては、過去の災害を教訓に、生活の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化を踏まえた防災ビジョンを設定することが必要である。

災害は突然襲ってくることから、防災体制の確立及び町民への防災意識の啓発を図り、「災害に強いまちづくり」を一層推進しなければならない。

### 第 1 節 基本理念と基本目標

町民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心な町民生活を確保するために、防災基本方針の基本理念と基本目標を次のように定めるものとする。

#### ◎基本理念

- ・人と人との融和、自然と人との共生による活力ある災害に強いまちづくり

#### ◎基本目標

- ・だれにでもやさしい安全、安心のまち
- ・あらゆる災害による死者ゼロをめざした人命の保護、被害の軽減、迅速な回復
- ・「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと自助、共助、公助による官民一体となった防災体制の確立

### 第 2 節 行政の責務と町民の心がまえ

町及び防災関係機関等は、緊密な連携のもとに人命の安全確保を第一に、防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災体制の充実と町民の防災意識の高揚を図るものとする。

町民は、「自分の命は自分で守る。自分たちの地域は自分たちで守る。」との認識に立ち、各種の災害の際には近隣と協力して、その災害実態に応じた防災対策を自ら講じなければならない。特に大規模な災害では、現場での初期活動が極めて重要であり、日常における防災対策に心がけるものとする。

### 第 3 節 防災施策の大綱

基本目標を達成するため、防災施策の大綱を以下のとおり定めるものとする。

#### (1) 災害に強いまちづくり

##### ア 火災対策の推進

火災を未然に防止するため、消防団員による巡回広報を計画的、継続的に実施するとともに、消防署を中心に高齢者世帯の査察、防火対象物等を中心とした予防査察を実施するなど、火災予防に対する意識の高揚を図るものとする。

また、若年層の減少に伴う消防団員の減少、高齢社会及びサラリーマンの増加等により、消防団組織の編成に困難をきたしている現状を踏まえ、平成 16 年度に消防団組織の再編、

平成 22 年度に消防団協力事業所の認定を行い、地域特性に根ざした消防活動と消防体制の充実強化を一層推進するものとする。併せて、有事即応体制の確立を図るため、機械器具や消防水利等消防施設設備の整備を図るものとする。

#### イ 地震災害対策の推進

本町では、地震によるとみられる被害の記録は全くないが、県内及び県外近隣地域では多くの内陸直下型地震の発生が記録されており、山形県による地震被害想定においては、本町でも相当の地震被害が発生するとされている。

従って、町及び関係機関は、避難所となる公共公用施設（学校、公民館）、災害対策の拠点となる施設（役場庁舎）、不特定多数の町民が利用する公共施設（文化施設、スポーツ施設、道路橋梁、交通安全施設、福祉施設）などの耐震化、不燃化の推進や避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進など社会基盤整備を図るものとする。

町民及び事業所等は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒、落下防止など、家庭、職場の耐震化、防火対策に努めるものとする。

#### ウ 風水害対策の推進

本町は気候的、地理的条件から、集中豪雨による河川の氾濫など風水害による被害は少ないが、今後とも河川やため池、給水施設の整備、避難体制の確立等を図り、町内の総合的な「風水害対策」の強化に努めるものとする。

#### エ 土砂災害対策の推進

本町は、起伏の激しい山間部や台地に囲まれていることから、急傾斜地崩壊、地すべり及び土石流の危険性が高い。このため、ハード面での土砂災害対策の推進とともに、情報の伝達、避難体制の整備や治山治水事業等を積極的に活用し、危険度の高い家屋については安全な地域への移転を図るものとする。

#### オ 交通災害対策の推進

本町は、山形自動車道全線開通に伴い、高速交通網の中に入っていることから、災害の多様化、大型化が懸念され、高速時代に対応した防災体制の確立も重要視されることとなる。このことから、有事の際の救助救急活動等の体制についても整備を図るものとする。

#### カ 原子力災害対策の推進

山形県内には、原子力施設がなく、また、隣接県にある原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも本町は含まれていない。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本太平洋沖地震に起因する東京電力福島第一原子力発電所における事故を教訓として、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により、放射性物質が大量に放出されることによる災害）が発生した場合に備え、住民の心理的動揺や混乱をできるかぎり抑えるとともに、生命又は身体の保護を目的とした屋内退避及び避難誘導等の対策の推進を図るものとする。

### (2) 災害に強い人づくり

#### ア 自助能力の向上

大規模な災害においては、現場での適切な初期活動が災害の被害を軽減するが、同時多発の場合、人命救助などに行政の緊急活動が行き渡らない可能性もあるため、町民の災害時に果たす役割は極めて重要である。このため町は、地域及び職場において町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災教育や防災訓練を通じて、災害時の個人の防災活動力の向上を図るものとする。さらに、平常時の福祉ボランティア活動を活性化し、災害時の防災活動力の向上につなげるものとする。

イ 互助能力の向上

近年、生活様式の都市化により町民相互のふれあいが希薄化傾向にあり、また、町民の約 2 人に 1 人が高齢者となるなど避難行動要支援者が増加していることから、防災活動における自主防災組織の比重がますます大きくなってきている。このため、町は、町民の自主防災意識の高揚を図り、自主防災組織の育成・支援を行うものとする。

ウ 災害に関する調査・研究

町は、国、県及びその他の関係機関より防災に関する情報の収集及び過去の災害から得られた教訓を活かし、科学的・総合的な調査・研究を行い、町民に積極的に公開するとともに、防災施策に有効に反映させるものとする。また、専門家との交流を図り高度で最新の情報収集に努めるものとする。

(3) 災害に強いシステムづくり

ア 役割・機能分担の明確化

町、関係機関、町民、事業所等のそれぞれが、「防災初動体制マニュアル」の作成など、災害時に「いつ、だれが、なにを、どうするか」といった役割・機能分担を明確にし、確実に実行できるようにするものとする。

イ 地域防災計画と応援体制の充実

町は、各種災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、常に検討を加え、時代に即応した計画にするとともに、広域応援体制を整備、ボランティアの受入体制等を支援し、総合的な防災体制の確立を図るものとする。

ウ 防災・救助体制の整備

a 役場庁舎・消防施設等防災活動拠点施設・避難施設・医療施設などの耐久化・耐震化を図り、さらに多様な消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置など、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図るものとする。

b 災害時において、地域住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、防災行政無線、タブレットをはじめとする通信機能の向上、情報収集及び伝達体制の効果的な情報システムの充実に努めるものとする。

テレビ難視聴地域においては、共聴施設の耐災害性強化等により、災害時における機能強化が図られるよう環境整備を推進する。

c 災害発生直後は、可能な限り被害規模を的確に把握し、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分するものとする。

d 避難行動要支援者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応した援護体制の整備を推進するものとする。

エ 保健医療福祉体制の整備

高齢社会、過疎化、核家族化の進行により、本町を取り巻く社会環境も年々変化しており、寝たきり老人、認知症老人等の要介護者や在宅障がい者、ひとり暮らし老人、老人夫婦世帯等のいわゆる避難行動要支援者に対する保健、医療、福祉体制の整備は、重要な課題となっている。

町としても、体の弱いひとり暮らし老人に対しては、緊急通報システムの設置を推進するとともに、これら避難行動要支援者を取り巻く地域社会に対し、主体的に避難救護等の援助活動が行えるよう、地域の防災体制の整備を推進するものとする。

## 第 6 章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

### 第 1 節 防災関係機関等の責務

#### (1) 西川町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得るほか、ボランティアと連携しながら防災活動を実施する。

また、自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進を図る。

#### (2) 山形県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市町村及び県の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

#### (4) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第 83 条の規定により、県知事の要請を受け、災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

#### (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

#### (6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### (7) 町民及び事業所

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、町民及び事業所は、その自覚をもち、食品、飲料水その他生活必需品の備蓄など平素から災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練など自発的な防災活動へ参加するなど防災力の向上を図っていくことが重要である。特に大規模地震発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、町民及び事業所は、自分の安

全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組んでいくことが求められる。

また、災害応急対策等に関する事業者（小売店、飲食料品製造業者、運送事業者、建設業者等）は、災害時においても事業活動を継続するとともに、国、県及び町が実施する防災施策への協力を努めていく。

## 第 2 節 各機関の事務又は業務の大綱

町及び町の地域に係る防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与すべきものとして、それぞれが災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は概ね次のとおりとする。

### (1) 西川町

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
西川町 TEL : 0237-74-2111 FAX : 0237-74-2601	1 町防災会議に関する こと 2 自主防災組織の育成 指導に関すること 3 災害及び防災に関する 科学的研究とその成 果の実現に関すること 4 防災に係る気象、地象 及び水象の観測、予報そ の他の業務に関する施 設、設備及び組織の整 備、並びに災害の予報及 び警報伝達の改善に関 すること 5 防災意識の高揚及び 災害安全運動に関する こと 6 防災に係る教育及び 訓練に関すること 7 通信施設及び組織の 整備に関すること 8 水防、消防、救助その 他の災害応急に関する 施設及び組織の整備並 びに物資及び資機材の 備蓄に関すること 9 治山治水その他の地 域保全に関すること 10 建物の不燃堅ろう化 その他都市の防災構造 上の改善、災害危険区域 の指定及び対策に関す ること 11 災害発生の防ぎょ又 は拡大防止のための措 置に関すること	1 災害対策本部の設置 及び運営に関すること 2 指定地方行政機関の 長等及び県知事に対す る職員の派遣要請、並び に他の市町村長に対す る応援の要求に関する こと 3 県知事の委任を受け て行う、災害救助法に基 づく被災者の救助に関 すること 4 損失及び損害補償並 びに公的徴収金の減免 等に関すること 5 災害情報の収集に関 すること 6 災害広報に関するこ と 7 災害予警報等の情報 伝達、並びに避難の指示 及び警戒区域設定に関 すること 8 被災者の救助に関す ること 9 消防活動及び浸水対 策活動に関すること 10 緊急輸送の確保に関 すること 11 ライフラインの確保 に関すること 12 公共土木施設、農地・ 農業用施設及び林地・林 業用施設等に対する応 急措置に関すること 13 農産物、家畜、林産物 及び水産物に対する応 急措置に関すること 14 食料その他の生活必 需品の需給計画に関す ること 15 災害時の清掃、防疫そ の他保健衛生の応急措 置に関すること 16 被災児童及び生徒に 対する応急の教育に関 すること 17 被災要配慮者に対す る相談及び援護に関す ること	1 被災者のための 相談に関すること 2 見舞金等の支給 等に関すること 3 雇用の安定に関 すること 4 住宅対策に関す ること 5 租税の特例措置 に関すること 6 農林漁業者及び 中小企業等に対す る金融対策に関す ること 7 公共施設等の災 害復旧に関するこ と

		18 避難所の開設と避難者の移送に関する事	
--	--	-----------------------	--

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
西川町消防団 TEL : 0237-74-4404 FAX : 0237-74-2601	1 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備、並びに物資及び資機材の備蓄に関する事 2 防災に係る教育及び訓練に関する事	1 消防、水防その他応急措置に関する事 2 被災者の救難、救助その他保護に関する事	

## (2) 消防機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
西村山広域行政事務組合消防本部 TEL : 0237-86-2595 FAX : 0237-86-3406	1 災害に対する予防防ぎよと拡大防止対策に関する事 2 消防機材の整備充実と訓練に関する事	1 災害時における人命救助対策に関する事 2 災害時における危険物の災害防止対策に関する事	

## (3) 山形県

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形県 防災危機管理課 TEL : 023-630-2231 FAX : 023-633-4711  (村山総合支庁 総務課 TEL : 023-621-8234 FAX : 023-624-3056)	1 山形県防災会議に関する事 2 防災関係機関相互の総合調整に関する事 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関する事 5 防災思想の普及及び災害安全運動に関する事 6 防災に係る教育及び訓練に関する事 7 通信施設及び組織の整備に関する事 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関する事 9 治山治水その他県土の保全に関する事 10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関する事 11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事 12 在宅の災害時要配慮者対策に関する事	1 県災害対策本部の設置及び運営に関する事 2 防災関係機関相互の総合調整に関する事 3 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 4 自衛隊の災害派遣要請に関する事 5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関する事 6 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関する事 7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関する事 8 応急措置のための財産又は物品貸付けに関する事 9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する支持、援助に関する事 10 災害救助法に基づく被災者の救援に関する事 11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関する事 12 災害広報に関する事 13 緊急輸送の確保に関する事	1 被災者のための相談に関する事 2 見舞金等の支給等に関する事 3 雇用の安定に関する事 4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関する事 5 住宅対策に関する事 6 租税の特例措置に関する事 7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関する事 8 公共施設等の災害復旧に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> <li>14 ライフラインの確保に関する事</li> <li>15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関する事</li> <li>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事</li> <li>17 食料その他の生活必需品の需給調整に関する事</li> <li>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事</li> <li>19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事</li> <li>20 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事</li> <li>21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関する事</li> </ul>
--	--	--

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
山形県警察本部 TEL : 023-626-0110 FAX : 023-636-2942  (寒河江警察署 TEL : 0237-83-0110 FAX : 0237-86-9662)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害警備用の装備資機材及び災害対策用の交通安全施設の整備充実に関する事</li> <li>2 災害警備の教養訓練に関する事</li> <li>3 防災広報に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報及び交通情報の収集に関する事</li> <li>2 被災者の救助及び避難誘導に関する事</li> <li>3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関する事</li> <li>4 行方不明者の調査及び遺体の検視に関する事</li> <li>5 犯罪の予防・取締り混乱の防止その他秩序の維持に関する事</li> </ul>	

(4) 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東北財務局 山形財務事務所 TEL : 023-641-5177 FAX : 023-632-5763			<ul style="list-style-type: none"> <li>1 金融機関の業務運営の確保に関する事</li> <li>2 県及び市町村の災害対策に係わる地方債に関する事</li> <li>3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関する事</li> <li>4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関する事</li> </ul>
東北農政局 TEL : 022-263-1111 FAX : 022-217-8432	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害</li> </ul>

<p>(山形県拠点 TEL : 023-622-7231 FAX : 023-622-7256)</p>	<p>2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること</p>	<p>予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること 2 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること</p>	<p>復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること</p>
<p>東北森林管理局 TEL:018-836-2014 FAX:018-836-2012 (山形森林管理署 TEL:0237-86-3161 FAX:0237-86-3163)</p>	<p>1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること</p>	<p>1 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること</p>	<p>1 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること</p>
<p>経済産業省 関東東北産業保安監督部東北支部 TEL:022-221-4968 FAX:022-268-0590</p>	<p>1 地域住民に影響のある鉱山施設の保全に対する監督に関すること</p>	<p>1 鉱山施設の崩壊に伴う周辺住民の生命、財産保全に関すること</p>	<p>1 鉱山保安法に基づく命令の発動に関すること</p>
<p>仙台管区気象台 山形地方気象台 TEL:023-622-2262</p>	<p>1 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 2 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p>	<p>1 気象、地象、地動及び水象に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象に関する予警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</p>	<p>1 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関すること</p>
<p>国土交通省 東北地方整備局 TEL:022-225-2171 FAX:022-215-3754 (山形河川国道事務所 TEL:023-688-8421 FAX:023-689-1081)</p>	<p>1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関すること 2 通信施設、観測施設防災用機械、資機材の整備に関すること 3 災害警戒区域等における河川、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること 4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること 5 官庁施設の災害予防措置に関すること 6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること</p>	<p>1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること 2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること 3 建設機械及び技術者の現況把握に関すること 4 災害時における復旧資材の確保に関すること 5 災害発生が予想される時又は災害時における応急工事等の実施に関すること 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること</p>	<p>1 二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること</p>

## (5) 自 衛 隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班) TEL:0237-48-1151 内線 5075 (夜間 休 日当番)内線 5207 5019 FAX:0237-48-1151	1 防災関係資料の基礎 調査、関係機関との連 絡調整、災害派遣計画 の作成、防災訓練、防 災関係資機材等の整備 点検に関すること	1 災害派遣初動の準 備体制強化及び関係 機関への連絡員の派 遣、情報収集等並び に災害関係予報及び 警報の伝達に対する 協力、関係機関から の要請若しくは緊急 事態に伴う部隊等の 派遣に関すること 2 被害状況の把握、 避難の援助、遭難者 等の捜索援助、水防 活動、消防活動、道 路又は水路啓開に関 すること 3 診察、防疫の支援 に関すること 4 人員及び物資の緊 急輸送、炊飯及び給 水の支援、救援物資 の無償貸付又は譲与 交通規制の支援に関 すること 5 危険物の保安及び 除去、その他臨機の 必要に対し自衛隊の 能力で対処可能な措 置に関すること	1 自衛隊法第100 条に基づく土木工事 等の受託に関するこ と

## (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
東日本電信電話株式会 社 山形支店 TEL:023-621-9670 FAX:023-631-1134	1 高度情報網の確立 と既設設備の整備に よる通信設備の安定 化並びに防災に関す ること	1 気象警報の伝達に 関すること 2 災害時における通 信の確保、利用調整 及び料金の減免に関 すること	1 避難指示等により 実際に電話サービ スを受けられない契 約者の基本料金の減 免等料金の特例に関 すること 2 電気通信施設の災 害復旧に関するこ と
株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ東北 山形支店 TEL:023-615-1511 FAX:023-615-1515	1 移動通信網の確立 と既設設備の整備に よる通信設備の安定 化並びに防災に関す ること	1 災害時における移 動通信の確保に関す ること	1 移動通信設備の災 害復旧に関するこ と
KDD I 株式会社	1 移動通信網の確立 と既設設備の整備に よる通信設備の安定 化並びに防災に関す ること	1 災害時における移 動通信の確保に関す ること	1 移動通信設備の災 害復旧に関するこ と
日本赤十字社山形県 支部 TEL:023-641-1353 FAX:023-641-8861		1 災害時における傷 病者の医療救護に関 すること 2 赤十字ボランティア の活動の指導に関 すること 3 義援金の募集受付 に関するこ と	

		4 被災者に対する救 援物資の配分に関す ること	
日本放送協会 山形放送局 TEL:023-625-9515 FAX:023-633-2842	1 災害予防の放送に 関すること	1 気象予報、注意報、 警報、特別警報及び 災害情報等の放送に 関すること 2 救援奉仕活動及び 奉仕団体等の活動に 対する協力に関する こと	1 放送施設の災害復 旧に関すること
東日本高速道路株式会 社 東北支社山形管理事務 所 TEL:023-686-5980 FAX:023-686-5966	1 所轄する有料道路 の災害防止に関する こと	1 災害時の所轄有料 道路における輸送路 の確保に関すること 2 災害時における緊 急車両の通行料金免 除に関すること	1 所轄する有料道路 の災害復旧に関する こと
日本通運株式会社 山形支店 TEL:023-623-4111 (山形支店山形重機建 設営業所 TEL:0237-83-1371)		1 物資等の各種輸送 計画の策定及び実施 に関すること 2 緊急及び代行輸送 体制の確立及び貨物 の損害防止に関する こと	
東北電力株式会社 山形支店 TEL:023-641-1321 FAX:023-641-5982  東北電力ネットワーク 株式会社 天童電力センター TEL:023-651-3929 FAX:023-654-6261)	1 発電、変電、送電 及び配電施設並びに 設備の新設、改良及 び維持に関すること	1 災害時における電 力供給の確保及び調 整に関すること	1 電気料金の支払い 期限の延伸等料金の 特例に関すること 2 電力供給施設の災 害復旧に関すること
日本郵政株式会社 (山形南郵便局 TEL:023-635-7376) (西川郵便局 TEL:0237-74-2390 FAX:0237-74-3215)	1 災害発生時の郵政 事務の運営確保体制 整備に関すること		1 為替貯金業務及び 簡易保険業務の非常 取扱いに関すること 2 被災者に対する郵 便葉書及び郵便書簡 の無償交付等非常取 扱いに関すること 3 町に対する簡保積 立の短期融資に関す ること 4 被災者救助団体に 対するお年玉付郵便 葉書等寄付金の配分 に関すること
山形放送株式会社 TEL:023-622-6360 TEL:023-622-6161 (夜間) FAX:023-632-5942 株式会社山形テレビ TEL:023-643-2821 FAX:023-644-2496 株式会社テレビユー山 形 TEL:023-624-8114 FAX:023-624-8372 株式会社さくらんぼテ レビジョン	1 災害予防の放送に 関すること	1 気象予報、注意報、 警報、特別警報及び 災害情報等の放送に 関すること 2 救援奉仕活動及び 奉仕団体等の活動に 対する協力に関する こと	

TEL:023-628-3900 FAX:023-628-3910 株式会社エフエム山形 TEL:023-625-0804 FAX:023-625-0805			
山交バス株式会社 TEL:023-647-5171 (寒河江営業所 TEL:0237-86-2181 FAX:0237-86-2182) 第一貨物株式会社 (天童支店 TEL:023-654-2424 FAX:023-654-0238)		1 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関する事	
土地改良区 (西川町土地改良区 TEL:0237-74-3523 FAX:0237-77-1695)	1 水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関する事	1 農地及び農業用施設の被災状況調査に関する事	1 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事
ヤマト運輸株式会社 山形主管支店 TEL:023-687-4074		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関する事 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関する事	

## (7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
西川町商工会 TEL:0237-74-3135 FAX:0237-74-3110		1 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関する事 2 援助用物資の確保についての協力に関する事	1 復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関する事
さがえ西村山農業協同組合西川支所 TEL:0237-74-2125 FAX:0237-74-3986		1 共同利用施設の応急対策に関する事	1 共同利用施設の復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資及び斡旋に関する事
一般社団法人寒河江市西村山郡医師会 TEL:0237-86-4291 FAX:0237-86-1359		1 災害時における受入れ患者に対する医療の確保に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事	
一般運輸事業者		1 災害時における緊急輸送の確保に関する事	
危険物関係施設の管理者		1 災害時における危険物の保安措置に関する事	